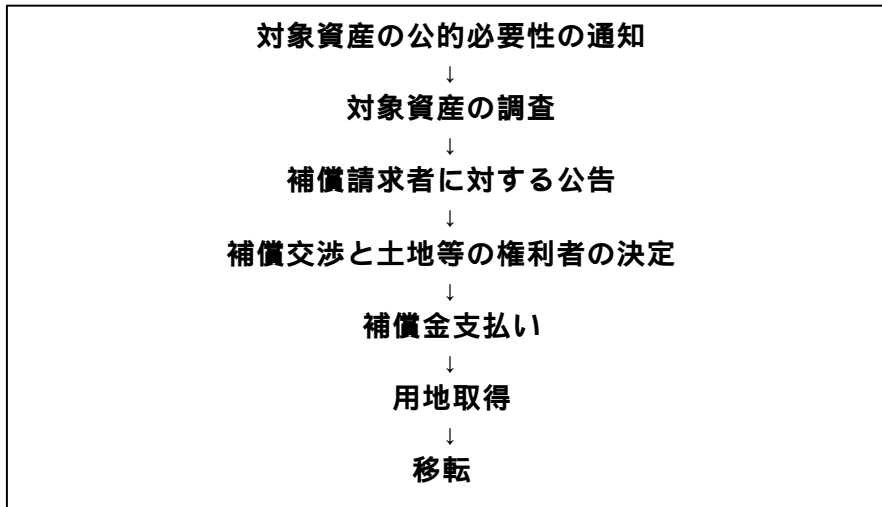


「住民移転計画書」の主なポイント

1. 住民移転計画

- ・ ADB・JBIC とスリランカ政府との契約同意の条件として、2002 年、スリランカ政府が提出。
- ・ ADB・JBIC は、「住民移転計画」のスリランカ政府による実行をモニタリングする。

2. 移転プロセス (3.3.1)



3. 各補償項目

● 建物

- ・ 建物の総交換費用に対する補償¹(3.8.2)
- ・ 減価償却は考慮しない(3.8.2)
- ・ 建物の一部が影響を受ける場合は、その補修費用に加えて、損壊した建物の材料にかかる総交換費用に対する補償² (3.10.3)
- ・ 期日どおりに立ち退いた場合、家の補償の 25%を加算 (3.8.2)
- ・ 被影響住民が移転する前に、移転先の家が完成しているよう、最善の手が尽くされていなくてはならない。(5.2.4)

● 土地

- ・ 土地の総交換費用に対する補償 (3.8.2)
- ・ 土地の権利を持っていない人にも、補償が用意されている (3.8.2)
- ・ 土地（農地も含む）の一部を収用されて、残された土地が狭くて使い物にならないと所有主が感じた場合は、1) 残りの土地に対する補償、2) 代替地を探すにあたっての支援、の選択肢がある。また、その被害が大きい場合には、補償や所得向上プログラムも用意されている。(3.8.2)
- ・ 再定住地では、最低 506 m²の土地が割り当てられなければならないが、収用された土地の面積や質に応じた土地が与えられるよう、最大限の手が尽くされなくてはならない。(5.1.1.)

● 生活手段

- ・ 作物や木々に対する市場価格での補償（3.8.2）
- ・ 移転によって仕事に影響がある場合、今後三年分の収入に対する補償（3.10.4）
- ・ 移転によるインフォーマルビジネスへの影響に対しては、1）生活支援プログラムとして 15,000Rs. 2）仕事の再生支援プログラム、3）インターチェンジでの仕事の優先的な提供、が用意されている。（3.10.4）
- ・ 移転により生活手段を失った賃金労働者は、6ヶ月に渡り、毎月 2,500 ルピーの補償、かつ道路建設での仕事を優先的に受けることができる等の手当てが用意されている。（3.10.7）
- ・ 生活支援プログラム（STDP 工事現場での雇用や職業訓練等）（6）

● その他

- ・ 全ての移転世帯に対する、所有物の輸送料（3.10.8）
- ・ 補償、移転、資金管理、事業からの影響に関するカウンセリング、技術訓練プログラムなど（3.10.8）
- ・ 移転には、1）補償金を受け取り、各自移転先を見つける、2）補償金を受け取り、道路開発庁が用意した、水・電気の供給・排水施設などが整っている再定住地へ移転³ の、二つの選択肢がある。（5.1.1）
- ・ 弱者の被影響住民に対しての生活支援として 15,000 ルピー（5.4）
- ・ 移転迷惑料として 1 世帯あたり 1,500 ルピー（5.3.4）

4. その他

- ・ 「ADBの政策にのっとり、STDPにおける全ての被影響住民に対するコンサルテーションを、2000年5月から行っている。また、補償に関する情報が記載されている冊子も配布している」（10）